

議案第 56 号

基山町都市公園条例の一部改正について

基山町都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 12 月 2 日提出

基山町長 松 田 一 也

基山町条例第 号

基山町都市公園条例の一部を改正する条例

基山町都市公園条例（昭和53年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条の5を第2条の7とする。

第2条の4の見出し中「設置の基準」を「建築面積の基準」に改め、同条中「し、同項ただし書の規定による条例で定める範囲は、政令第6条第2項から第5項までに定める範囲をもって、その範囲とする」を「する」に改め、同条を第2条の5とし、同条の次に次の1条を加える。

（公園施設の建築面積の基準の特例）

第2条の6 政令第6条第1項第1号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10（中央公園にあっては、100分の11）を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

2 政令第6条第1項第2号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の20を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

3 政令第6条第1項第3号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前条又は前2項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

4 政令第6条第1項第4号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の2を限度として前条又は前3項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

る。

第2条の3を第2条の4とし、第2条の2を第2条の3とし、第1章の2中同条の前に次の1条を加える。

(名称及び所在地)

第2条の2 都市公園の名称及び所在地は、別表第1のとおりとする。

第8条中「別表第1」を「別表第2」に改める。

第11条中「別表第2」を「別表第3」に改める。

第16条中「別表第3」を「別表第4」に改める。

別表第3を別表第4とし、別表第2を別表第3とし、別表第1を別表第2とし、附則の次に次の1表を加える。

別表第1 (第2条の2関係)

名称	所在地
伊勢前児童公園	基山町大字小倉894番地59
若宮児童公園	基山町大字宮浦186番地42
玉虫児童公園	基山町大字宮浦543番地72
氏林児童公園	基山町大字宮浦486番地27
猪ノ浦児童公園	基山町けやき台1丁目35番地2
向田児童公園	基山町大字小倉337番地98外
中央公園	基山町大字宮浦60番地1外
北部公園	基山町けやき台4丁目46番地11外
黒谷緑地	基山町大字宮浦1253番地10外
基山総合公園	基山町大字宮浦666番地外

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

基山町ガイダンスセンターを中央公園の敷地内に建築することに伴い、都市公園法第4

条の規定に基づき中央公園における建ぺい率の特例基準を定め、また都市公園施設の名称と所在地を位置付けするために基山町都市公園条例を改正する必要がある。

令和 7 年 12 月 12 日原案可 決